# CKD予防連携システムの流れ <簡略版>

CKD予防連携システム該当対象者 (CKD様式1・特定健診結果通知表持参) **CKD予防連携システム該当基準** eGFR60未満または検尿異常 (尿蛋白+または尿潜血2+以上) または、HbA1c6.0%以上

特定健診結果通知表よりCKD該当項目、検査結果等を確認

### 一次医療機関(かかりつけ医)

●検査と治療【保険診療】

- ②糖尿病性腎症(早期・顕性) を視点とした検査・経過観察
  - ●糖尿病型の診断
  - ●尿中アルブミン排泄量の測定
    - ※尿中アルブミン濃度/尿中クレアチニン濃度(比)で評価 ※糖尿病型診断後(3ヶ月1回)
  - ●網膜症検査

- ①腎機能を視点とした 検査・経過観察
  - ●検尿再検(試験紙法 随時尿) 2回以上※1回は可能なかぎり早朝尿
  - ●尿沈渣顕微鏡検査
  - **尿蛋白排泄量の測定** ※尿蛋白濃度/尿中クレアチニン濃度(比) で評価

③上記(①・②)の悪化因子の把握と是正

### 【腎臓専門医紹介基準】

#### いずれかに該当

- □0.5g/gクレアチニン以上 または2+以上の蛋白尿
- □eGFR50未満

(70歳以上は40未満)

- □蛋白尿と血尿がともに陽性 (1+以上)
- □糖尿病で顕性アルブミン尿検出

#### 速やかに紹介する基準

- (1)蛋白尿の急激な増加
- (2) 急速な腎機能低下 (GFRが3ヶ月で30%以上減少)
- (3) eGFR<30

CKD診療ガイドより参照

様式 2 (FAX) 紹介の際に送付

様式4-1 (郵送)

健康推進課 (事業評価・検討)

様式3-1

様式4-1·2 (郵送)

## 二次医療機関(腎臓専門医)

●精査と治療【保険診療】